

令和8年度国民健康保険事業費納付金について

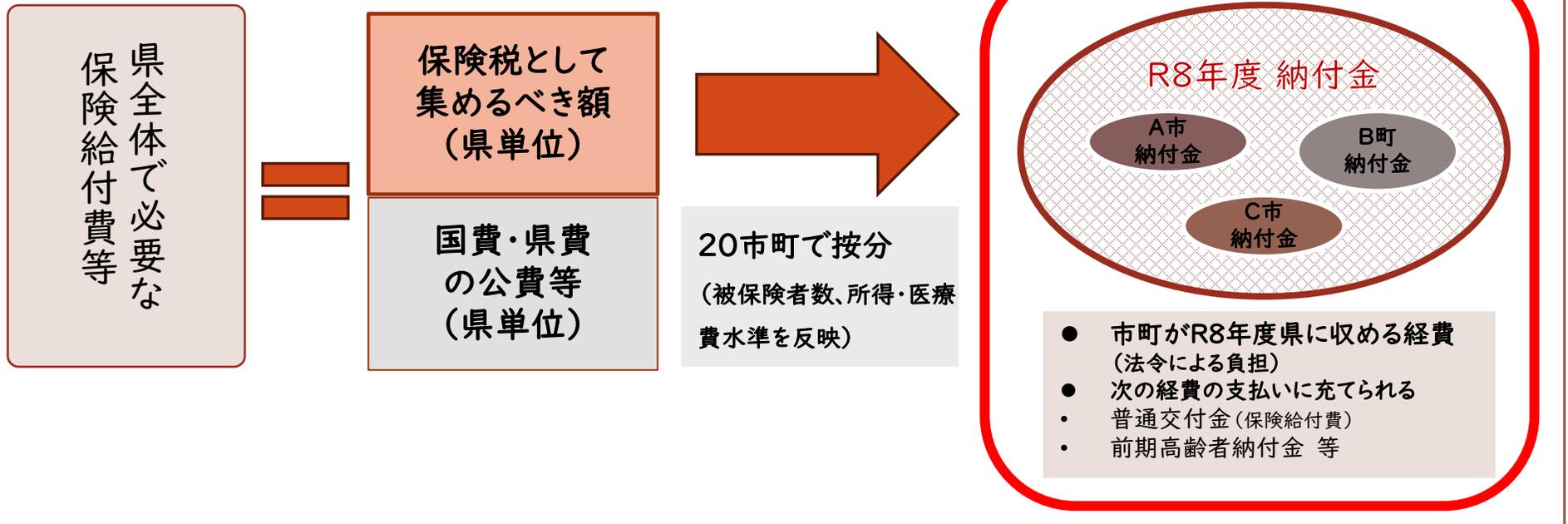
令和8年2月3日

佐賀県健康福祉部国民健康保険課

国民健康保険事業費納付金とは

- 県が保険給付費等交付金の交付等を行う為に市町から徴収するものです。
- 市町は、『納付金と保健事業費（歳出）』と『交付金等の歳入（税収を除く）』を差し引いた残額を税として被保険者に賦課し徴収しています。
- 県は毎年度、次年度の国民健康保険事業費納付金を算定しており、市町へ通知します。

国民健康保険事業費納付金の全体像

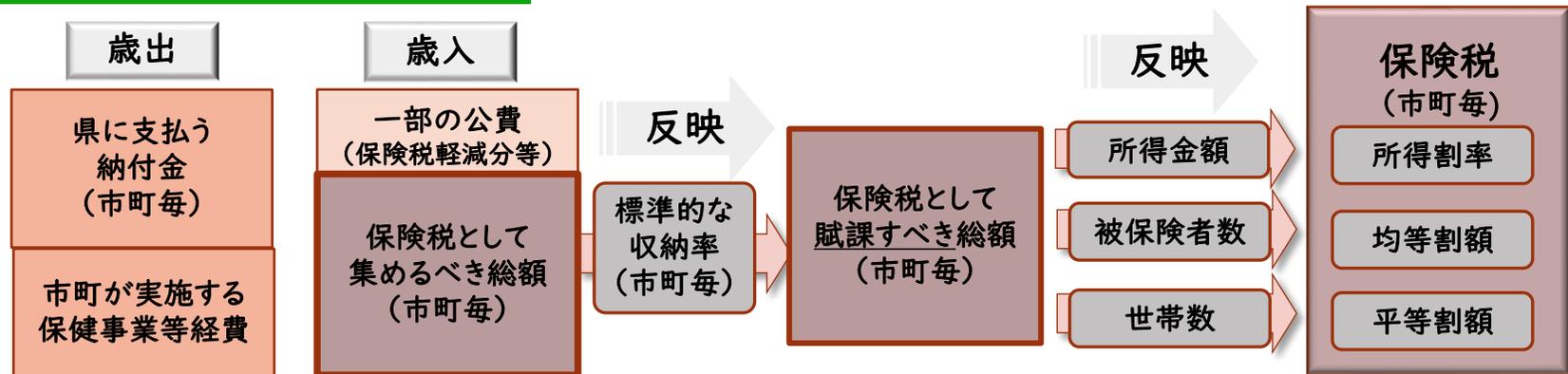


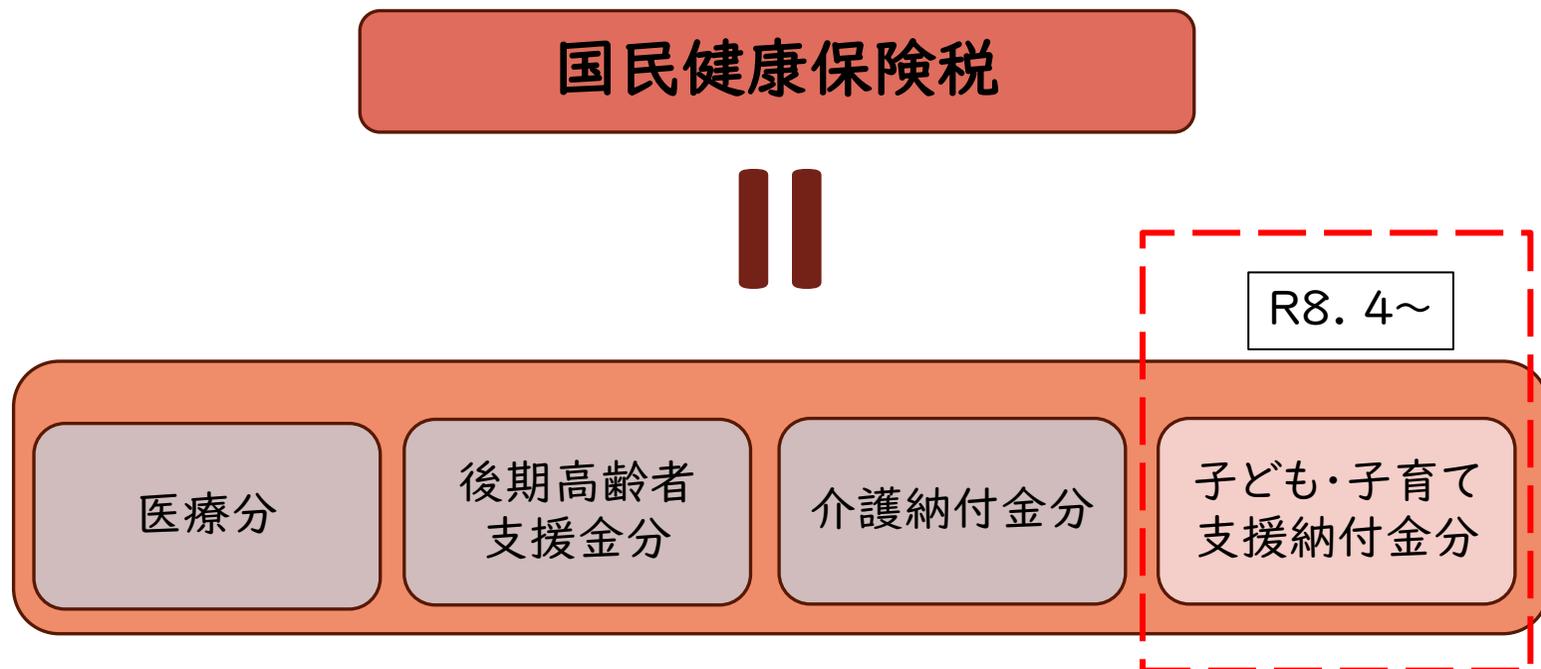
国民健康保険税とは、県内被保険者の保険給付費等の財源となるものです。

※保険給付費等とは保険者から支給される医療費や手当金（出産育児一時金など）をさします。

- 基本的には保険給付費が少ないと税は低くなり、保険給付費が多くなれば税は上がります。
- 国民健康保険税は大きく4種類の用途に分かれています※次スライド参考
- 当県では国民健康保険税を3つの区分ごとに算定しており、【**所得割**】、【**均等割**】、【**平等割**】があり、3区分を合算し1年間に複数回に分けて納めていただいています。
- 県は保険給付費の見込みをたて、被保険者数の増減や被保険者の所得の増減、その他公費を考慮し収支均衡がとれるよう『国民健康保険事業費納付金』を市町毎に算定し、市町はその納付金を収められるよう来年度の国民健康保険税を設定します。

市町毎の国民健康保険税算定の流れ





【子ども・子育て支援納付金とは】

- ・令和8年度より医療保険者が国に納付する拠出金であり、市町は国民健康保険税に『子ども・子育て支援金』として新たに賦課徴収することとなります。
- ・子ども・子育て支援金は、児童手当の拡充等の財源に充てられます。

公的医療保険制度 加入者の皆様へ
 こども・子育て世帯を応援！
子ども・子育て支援金制度が開始します



「子ども・子育て支援金制度」って何？

- ・「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**こどもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。
- ・支援金は児童手当の拡充など6つの事業に充てられます。詳細は裏面をご確認ください。

※支援金が充てられる給付は法定されているため、国会での審議や法改正なしに使い途を増やすことはできません。



なぜ独身者や高齢者も負担する必要があるの？

- ・子育て支援は、こどもたちが健やかに成長していくためのものであり、そのこどもたちは将来おとなになりこの社会を支える担い手となるため、**子育て支援は全ての方にとってメリット**があります。
- ・そのため、独身者や高齢者も含む**全世代や企業の皆様から拠出**いただくこととしております。



いつから始まるの？

支援金は**令和8年4月分**から医療保険料とあわせて拠出いただきますが、実際に徴収が始まる時期は加入する医療保険によって異なります。

※被用者保険に加入している方は給与所得から、年金を受給されている方は年金額から天引きとなります。

支援金額はどのくらいになるの？

支援金額は加入する医療保険制度や所得に応じて異なりますが、全ての医療保険制度の加入者で平均すると、**令和10年度で月額450円**（令和8年度は250円）と試算しています。

詳しくは、「子ども・子育て支援金に関する試算」をご参照ください



※支援金制度の導入に当たっては、社会保障分野の歳出改革等をあわせて行うこととしており、国民の皆様にご負担を求めるとはいたしません。

(参考) こども家庭庁資料

子ども・子育て支援金が充てられる事業のご案内

児童手当の拡充

- 所得によらず、支給の対象となります。
- 支給期間を高校生年代まで延長します。
- 第3子以降はより手厚く、一人当たり月3万円に大幅増額します。
- 4か月に1回から、2か月に1回の支給になります。

所得制限なし	児童手当 月額	
	支給対象	児童手当 月額
960万円未満	0歳～3歳未満	1.5万円
	3歳～小学生	1万円
	中学生	1万円
	高校生	1万円
所得制限なし	児童手当 月額	
	支給対象	児童手当 月額
	0歳～3歳未満	1.5万円
	3歳～小学生	1万円
	中学生	1万円
	高校生	1万円
		第3子以降 3万円

※令和6年10月分から拡充

妊婦のための支援給付

「伴走型相談支援」の面談と合わせて、
 ・妊婦届出時に5万円
 ・妊婦後期以降に妊娠しているこどもの数×5万円を支給します。

令和7年度から制度化

出生後休業支援給付

「出生後休業支援給付」を創設し、子の出生直後の一定期間内に両親ともに14日以上の子育て休業を取った場合、最大28日間、手取りの10割相当を支給します。



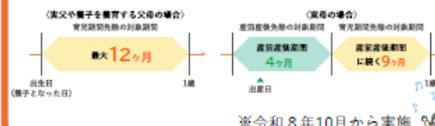
育児時短就業給付

「育児時短就業給付」を創設し、こどもが2歳未満の期間に、時短勤務を選択した場合に、時短勤務時の賃金の原則10%を支給します。

※令和7年度から実施

育児期間中の国民年金保険料免除

国民年金の第1号被保険者の方を対象に、育児期間中の国民年金保険料免除措置を創設します。



こども誰でも通園制度

「こども誰でも通園制度」は、保育所等に通っていない0歳6か月から満3歳未満のこどもが、時間単位等で柔軟に利用できる制度です。（こども1人当たり10時間/月）

※令和7年度は希望自治体、令和8年度より全国実施

事業費納付金を算定するには、まず県全体の保険給付費などの見込みをたてなくてはなりません。

令和8年度の事業費納付金は、今回下記の見込みなどを条件とし市町ごとに算定しています。

※算定において、後期分、介護分及び子ども分については国から必要額が示されるものであるため、医療分の算定条件のみ提示。

国民健康保険事業費納付金算定条件について ※一部抜粋

● 保険給付費 **671**億円

➡市町による令和8年度保険給付費見込の合算

● 市町に交付される公費の相互扶助割合 (**今年度7割➡来年度8割**)

➡保険税率の一本化に伴い、令和3年度より段階的に割合を上げており、令和9年度は10割相互扶助される。

納付金として徴収し、県全体の歳出経費に充てることで県全体の税率を抑制することができる。

● 市町医療費指数反映係数 α の割合 (**今年度3割➡来年度2割**)

➡保険税率の一本化に伴い、令和3年度より段階的に割合を下げており、令和9年度は反映しない。

医療費指数による納付金の差を生じさせない = 医療費指数による市町ごとの税率変動を抑える。

● その他

国が提示する各種公費の額

令和8年度の見込みを条件とし国民健康保険事業費納付金を算定した結果は、別紙①のとおりです。

(参考) 県全体及び算定時の1人当たりの納付金額について

- ・令和8年度国民健康保険事業費納付金 **247億円**
 - ➡令和7年度より6億円減少している(被保険者数の減少が主な要因)
- ・令和8年度1人あたり国民健康保険事業費納付金 **20万円**
 - ➡令和7年度より2千円増加している(子ども・子育て支援納付金の増加分)